

若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成27年9月30日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成27年9月29日（火）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲 税務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ・町税等（保険料）の収納状況について
 - ・町税等（保険料）の滞納状況について
 - ・滞納者の分納確約書の徴取状況について
 - ・減免、課税免除の状況について
 - ・その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 指摘事項は特になし。

以上